

第四十八回 参議院運輸委員会会議録 第十六号

(一四四)

昭和四十年三月三十日(火曜日)
午後二時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松平 勇雄君

委員

天埜 良吉君

金丸 富夫君

前田佳都男君

吉田忠三郎君

江藤 智君

加賀山之雄君

木暮武太夫君

相澤 重明君

小酒井義男君

浅井 亨君

中村 正雄君

大久保武雄君

佐藤 光夫君

坪井 義次君

国務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸政務次官

運輸省鉄道監督

運輸省港湾局長

運輸省自動車局

事務局側

常任委員会専門
員

吉川善次郎君

本日の会議に付した案件

○運輸事情等に関する調査

(自動車行政に関する件)

○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

○吉田忠三郎君 自動車局長に二、三伺つておきたいと考えます。

○吉田忠三郎君 最近非常にワンマンカーの問題が問題になってまいりまして、自動車事故との関係から社会的な問題になつてゐるところもあるやに私ども伺つて

います。申すまでもなく、ワンマンカーの許可基準は、道路運送法に基づきまして、自動車局が、

さらに自動車運送事業等運輸規則省令第四十四号、これに基づいて私は許可指定をしておる思

うのです。そこで、全国的に今日のワンマンカーの実態、これが一体どうなつてゐるかということ

が一つ、それから、昨年の北陸地帯におけるつま

り豪雪災害がございましたが、ああした地方における実態、さらに北海道のように年々豪雪に見舞われる地方における実態等、この際明らかにしていただきたいというふうに考へます。

○政府委員(坪井義次君) ワンマンバスにつきましては、自動車運送事業等運輸規則の十五条のた

だし書きに基づきまして、乗り合いバスについて

は陸運局長の指定を受けた運行系統において運行するとき、それから貸し切りバス及び特定バスにつ

ては定員三十人以上の車両を陸運局長の指定を受けた運行の経路において運行するとき、また

現在この規定に基づきましてワンマンバスを運行している事態につきまして御説明申し上げます

その他お客様の利便を損わないようなど、こういうよ

うなそれぞれの部がございまして、その所管の部

の事項を主張しているあまり、たとえば名古屋の

陸運局とあるいは東京陸運局あるいは札幌の陸運

局等々の出てくる答えというもののは、必ずしも省

令の四十四号にかちつと当てはまつて、こう

いうふうにはなつていいような気がするんで

す。こうした問題について、自動車局長はどうお

考へになつて、これからどう指導しようとしてい

ます。これまで北陸等の降雪地帯の具体的な事情につ

きましては、陸運局長にこれらの権限が委任され

ておりますので、そいついた事情については、陸

運局長において十分慎重に考慮の上、運用が行な

われておる、そういうふうに考えます。

〔委員長退席、理事金丸富夫君着席〕

○吉田忠三郎君 概括的な運行の実態が説明されましたが、ここでひとつ伺つておきたいのは、自

動車の運送事業規則の、だいまお答えにありますように、十五条を適用して、つまりこの指定認可をしておるようなお話をございます。そこで、

十五条には、御承知のように、本文では、「事業

用自動車に車掌を乗務させなければ、これは旅客

いうものののがめ方について私は問題がある。や

はりその地方、地方の道路事情、あるいは客観的

な事情、あるいは立地的な条件、こうしたもの

がない、とりわけ全国的にこのワンマンバスと

いうものののがめ方について私は問題がある。や

はりその地方、地方の道路事情、あるいは客観的

な事情、あるいは立地的な条件、こうしたもの

がない、とりわけ全国的にこのワンマンバスと

事業社は八十四社、それからワンマンバスの運行系統数が八百六十七、ワンマンバスの運行系統キロは九千二百二十九キロ、ワンマンバスの車両数が三千七百五十二両、こういうことになつております。

○吉田忠三郎君 その指導をしておるところは、な

ど、なぜこういうことを私が主張するかといいますと、このワンマンバス

は、まず運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

の事項を主張しているあまり、たとえば名古屋の

陸運局とあるいは東京陸運局あるいは札幌の陸運

局等々の出でてくる答えというものは、必ずしも省

令の四十四号にかちつと当てはまつて、こう

いうふうにはなつていいような気がするんで

す。こうした問題について、自動車局長はどうお

考へになつて、これからどう指導しようとしてい

ます。これまで北陸等の降雪地帯の具体的な事情につ

きましては、陸運局長にこれらの権限が委任され

ておりますので、そいついた事情については、陸

運局長において十分慎重に考慮の上、運用が行な

われておる、そういうふうに考えます。

○吉田忠三郎君 その指導をしておるところは、な

ど、なぜこういうことを私が主張するかといいますと、このワンマンバス

は、まず運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

を運送する場合、第十五条の規定に基づいて運送の用に供してはならない、以下ただし書

きで、いま局長が答弁したように、ワンマンバス

理解できますけれども、先ほどもちょっと申し上げたように、実際の運用は各陸運局ごとに、道路の事情であるとか、あるいは料金、さらには需要と供給のバランスを見る関係から、客の利便をそこなってはならないという原則が私はあると思う。こういう問題を個々に解釈する場合に、それぞれの陸運局長の解釈のしかた、運用のしかたに非常に差がある。端的な例を申し上げますと、現行のワンマンバスが走っている路線というものは、北海道の例をとつてみますれば、全道一交通量の多いところに集中的に許可になっている。たとえば札樽国道がその一つの例です。そういった事柄から、冒頭で申されたような事故等が、非常に事故件数等が大きくなつてきていているんです。ですから、あなたの方の専門語で言えば、一区制が他区間との関係で不均衡になつていて、この現実的な実情といふものをどうこれから指導しようとしているのか、この点ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(坪井為次君) 本省の通牒の中には、

たとえば具体的に第四種踏切がある場合とか、あるいは四種踏切以外の踏切であつても車掌の降車誘導を必要とするような見通しの不良な踏切があることとか、こういった具体的に示しているものもありますが、なお最終的には、道路及び交通の状況、その輸送状況、使用する自動車の大きさ等を総合的に判断するということで、最終判断は陸運局長にまかされておる関係で、ある程度そ

うと、これは当初の日乗協が女子車掌の深夜業の廃止、労働基準法から出たんですが、これに出発して、一部観光バスなどの一人乗務について、運輸規則を改正してくれという運動が熾烈な、私の能力では表現のできないような猛運動をいたして、その改定要請について、運輸省が答えるがごとき、このワンマンバスというものを認めるよう

な、先ほど申し上げた規則のただし書きにしたもののだと私は経過的に見て言える。これは間違いないと思う。そうした事柄から、最初に名古屋の市の交通、あるいは京都の市交通にこれが実施され、いまあなたが冒頭に答えたように、全国的に伝染をして、もはや社会的な問題になりつつあります。あなたが言つているような安全を主とした事柄に万全を期しているということなら、こうした問題にならないですよ。現に、あなたにひとつ具体的に伺つてみますが、このワンマンバスの事故の統計といふものは、これは私が調査したのではなくて、一つの例だけれども、北海道の警察の調べをあなたにここでいま提示しますが、ともかくにも三十八年の一月に事故件数が二十二件で、中にワンマンバスに事故というのが七件あります。死傷者が二十八名。さらに二月に三十九件、三月に十一件、合計事故件数の一三九がワンマンバスが占めている。死傷者は優に百名をこえてい

るのです。こういう実態が、北海道の警察の調査で明らかになっているのです。しかも特徴的には、先ほどもちょっと触れましたが、あなたのつまり指定認可をしているものは、最も交通量の多い一級国道、とりわけこの札幌—小樽間の非常に自動車の交通量の激増しているところに、各社それが申請いたしますと、直ちに認可をしてい

るところに、非常に私は事故がどんどんどんどん件数としてのぼり、全体のバスの事故件数の中に占めるペーセンテージが上昇した原因になつてゐる。私は統計上見てもこういうことが言えると思

う。こういう事柄があるから、あなた方に一体ございませんが、そもそもワンマンバスを実施するにあたつて、何から一体こういう問題が起きてきたかといふと、これは當初の日乗協が女子車掌の深夜業の廃止、労働基準法から出たんですが、これに出て、かなりワンマンバスの実施にあたつて、かなり私は全國的にそれぞれの陸運局に申請しているやうに聞いています。こういう状況下において、一体自動車局長が、いま申し上げたように、具体的なこれは、この点をひとつ明らかにしておきたいと思います。

○政府委員(坪井為次君) ワンマンバスは、あくまで運輸規則に定められた車掌を乗務させると路面のつまりバス運営をやる場合は、さして私に問題ないのではないかという考え方には立ちますか、こう思ひので、この点をひとつ明らかにしていただきたい、こう考へます。

それからもう一つは、確かに一般的に考えられる路面のつまりバス運営をやる場合は、さして私は国民もこれまで注目をしているところではないか、この点をひとつ明らかにしておきたい

と思います。

○吉田忠三郎君 今後とも既存のものについては、厳重に注意して、かりそめにもそのことが事故の原因にならないようにしていくということですか

う。死傷者が二十八名。さらに二月に三十九件、三月に十一件、合計事故件数の一三九がワンマンバスが占めている。死傷者は優に百名をこえてい

るのです。こういう実態が、北海道の警察の調査で明らかになっているのです。しかも特徴的には、先ほどもちょっと触れましたが、あなたのつまり指定認可をしているものは、最も交通量の多い一級国道、とりわけこの札幌—小樽間の非常に自動車の交通量の激増しているところに、各社それが申請いたしますと、直ちに認可をしてい

るのです。かつてに実施個所をふやしているわけじゃありませんから、結果的には各それぞれの陸運局が高くなりますが、この寒さに向かつてきました。十一月からだいま申し上げた三月ぐらいになつて

【理事金丸富夫君退席、理事前田佳都男君着席】

しかしわわれふかしきでならないのは、非常に実態として、それに並行してぐんぐん路線増が認められていつてゐるのです。この傾向を、あなたは一体、当初省令として出したそのものの解釈上から、どうお考へになるかということが、非常

に私としては疑問でもあるし、ある一面においては、なかなか車掌が集まらぬとか、あるいは経営の合理化のために、ワンマンバスというものの統計といふものは、これは私が調査したのではなくて、一つの例だけれども、北海道の警察の調べをあなたにここでいま提示しますが、ともかくにも三十八年の一月に事故件数が二十二件で、中にワンマンバスに事故というのが七件あります。死傷者が二十八名。さらに二月に三十九件、三月に十一件、合計事故件数の一三九がワンマンバスが占めている。死傷者は優に百名をこえてい

るのです。こういう実態が、北海道の警察の調査で明らかになっているのです。しかも特徴的には、先ほどもちょっと触れましたが、あなたのつまり指定認可をしているものは、最も交通量の多い一級国道、とりわけこの札幌—小樽間の非常に自動車の交通量の激増しているところに、各社それが申請いたしますと、直ちに認可をしてい

るのです。かつてに実施個所をふやしているわけじゃありませんから、結果的には各それぞれの陸運局が高くなりますが、この寒さに向かつてきました。十一月からだいま申し上げた三月ぐらいになつて

のみはかるような行政をやつていく、こういう結果になると思うので、坪井局長の明快な答弁を求めておきたいというふうに思う。

○政府委員(坪井為次君) ワンマンバスが発生の当初は、いろいろな事情があつてそういう必要が起つたと思うんですが、何といいましても例外的な場合というふうにわれわれは考えております。先ほど申しましたように、最近非常に人手不足が深刻化してきた。そのため、人を集めるためにには相当待遇をよくしなけりやならない。そうしますと、勢いまた運賃にもはね返るというようなことで、経営上非常に人集めがむずかしい情勢になりましたことと、合理化をはかるための一つの方法としてワンマンバスというものが業界で非常に積極的に検討されておるようと思われるのなりまして、そういう傾向から、ある程度最近ワシマンバスの申請が非常に昔と違った様相をもつて出てきたと思うんです。そういう意味合から、さらに新しい角度からいま一度われわれとしても過去の通達について検討すべきものは至急検討したいというふうに考えております。さしあたっては、交通保安の点について十分留意の上運用に当たるよう指導したい、そう思つておるわけであります。

られるようだと、こう言っていますが、それはそのままバスを走らせるというような立地的な条件にならないと私は思う。とりわけ、北海道の場合は、一国が完全に舗装されるのは昭和四十一年ばかりで、まだ特殊なところ以外は、日本の場合は、ワンマンバスを走らせるに走っていられない限り私は思う。こうした例外規定を設けるべきものではない。まだ特殊なところ以外は、日本の場合、ワンマンバスを走らせるに走っていられない限り私は思う。北海道の場合は、道路という定義に当てはまらない。そういうところに、何でも業者の要請に従って、陸運局が、あるいは自動車局が、こうした問題をかもし出すようなワンマンバスを認定許可するところに、私は問題の根源があると思うので、これは例外であるだけに、検討して、特殊な場所以外はやめるべきですよ。こういう点を一体あなたはどう考えますか。

みに利用して労働強化をしているということになります。しかも、他の残りの三十二社といふものはワンマンカーの乗務員に対しても対してなかなか手当を支給してごまかしている。こうした事柄に対する対して、その根源をつくり上げた陸運局は、業者に対して、企業主に對して何ら適切な指導をしていない。まことにふかしきな話です。その根源をつくり上げた運輸省の自動車局として、一体この種問題をどうお考えになつてゐるか。これはもう事実なんです。こういう点は、いま申し上げたような調査に出でているわけですからね。坪井さん、ここらあたりをひとつこの委員会で明らかにして、しかも、この例外がこういう弊害を社会にもたらしておるものであるならば、その例外規定というものを廢止すべきだ、私はこう思うのですが、どうですか。

○政府委員(坪井為次君)　ただいま先生のあげられた数字は、私のほうではちょっとわかりませんので、なおよく調べてみたいと思いますが、やはり事故のもとである労働強化にならぬよう、われわれとしては教育その他の面にわたりまして行政指導はいたしております。

なお、先ほどの問題に関連しまして、ワンマンの運行系統キロを全バス事業者のキロ程と比較しますと、大体現在ワンマン実施キロ程は二・六%でございます、全国的に。それから、ワンマンを実施している事業者の中で、ワンマンの運行系統をとりますと、大体四・六%がワンマンの系統になつておる。そういう数字になつております。

それからなお、事故のお話がございましたが、私どもの調査では、事故率としましては、ワンマンが百台当たり二・三、ツーマンが三・八といふ数字でございまして、ワンマンのほうが事故率が高いという数字は出ておりません。むしろ六割方ワンマンの事故率のほうが低い、こういう数字がわれわれの調査では出でております。

○吉田忠三郎君　ワンマンの事故率が低いというのは、全国平均とすればそういうことになる。先ほどぼくが言ったのは一つの例で、北海道というところ

Digitized by srujanika@gmail.com

だが、北海道の警察が調べたやつを持ってきて、見てそういうした事故率だけ見ると、ツーマンカーから見ると事故率が低いからということで直ちにやつていいものではないんじゃないか。冬期間とやつてきた。これを見ると、明らかに高いんですよ。先ほど来言つていてるよう、一月、二月、三月の二三%、それから十一月と十二月が二六%示しています。決して低い数字じゃないです、これは非常に高い。悪い面では高いパーセンテージを示していますよ。だから、あなたのいま言つているのは、運輸省では画一的に全国的な平均を見るからそういう統計になつていてると思うんで、統計の数字的な論争はここでしようと思ひませんけれども、私の言つてゐる意味は、何でも画一的にやつていいというものじゃないと言うんだ。あなたの方の出したのはそういうことなんですよ。したがつて、例外規定を設けておるわけですから、十分そうちた北海道であるとかあるいは東北であるとか北陸のような積雪寒冷地帯であるという条件を加味して、そういうところについては非常に、他の県はわかりませんけれども、北海道の場合明らかに事故率が高くなつてきてるので、こういう事柄については、その冬期間なら冬期間ワンマンカーというものは認可しない、こういう態度であらねばならぬし、それがほんとうの意味の私は自動車行政だと思う。もう一つは、先ほど来言つてるように、こういうワンマンカーが運行開始するというような常識的判断で考えてやらなければならぬようならぬ、それがほんとうの意味の私は自動車行政だと思う。されば、最も利益追求のできる、自動車の最もふくそうする、企業性のできるところにのみ非常に指定認可がされて、し

かもだんだんロングになる傾向がある。これなどは明らかにあなた方の省令の精神にもとっているじゃないか、こういうことをどうするんだ、こう聞いているんです。こういう点、はき逃えないようにはひとつ答弁をしていただきたいと思う。

それから、労働条件、先ほど申し上げましたが、これに加えて申し上げますが、北海道の場合北海道総合経済研究所というのがございました。これに対して、バスの乗務員の労働条件という事柄について、かなり広範な調査をしたもののがございます。その結果を見ますと、ツーマンカーの乗務員と、それからワンマンカーの乗務員の労働度合いが出ていますけれども、現在のようなこうした会社のやり方を認めているということになれば、だんだんだん疲労が蓄積をして、さらには重大事故の発生の要因になりかねない、そういう危険性が内包しているという結論になつてゐるのです。現在のやり方と云うのは、何というか、先ほど若干時間的なものを申し上げましたけれども、全部ささやかな手当を支給してごまかしている。ですから、何ら女子の乗務員の、労働基準法からまれば、深夜業にその人々を乗務させてはいけない、そういう保護規定等は考慮されないので、あたかも表面ではされたかのごとくなつてワンマンカーにしたのだけれども、それが実態としては逆に考慮していないという結果になると思うのです。しかも、ツーマンカーの運転手と比較をして、一般的に睡眠時間が不足をしている。この調査の結果では、おおむね一日に一時間ないし二時間くらいの睡眠時間をさらに与えなければ、先ほど言つたように重大事故の危険性をはらんでいる、こう結ばれている。これなどは、あなたの方ただ単に、かつてに会社が認可されたんだから走っているんだ、これは会社の企業主がすることだ、こういうふうに済まされる私は問題ではないと思う。ですから、指定認可をした責任者として、こちやん、始末をするのか。私は、例外規定なんだとから、こんなに社会的に、しかも労働者の条件がこ

しもあなたの方の本心ではないと思う。あの省令を出した本心ではないと思う。ですから、これから検討するとか研究するとかいうことでなしに、明らかですか、こういうものはやめさしたほうがいいと思う。どうですか。

○政府委員(坪井為次君) ワンマンカーを直ちにいまやめさせるという考えはありませんで、問題がありますれば、それをできるだけ改善していく必要があります。それをできるだけ改善していくという努力をしていきたい、そう考えております。

○吉田忠三郎君 問題がありますればといふけれども、問題はあるのです。具体的にぼくは提起しているのだ。もうちょっと突っ込んで聞きますが、これだけ問題が明らかになつたわけですから、私はどこの会社、どこの企業ということは言いません、言いませんが、今後画一的にこの省令に基づいて指定認可を必ずしもするものではないということだけはあなたこれは確約しますか、具体的に。いま、まだまだこうした条件を加味しないで申請されておるもののがかなりあるはずですよ。しかし、先ほど来言っているように、北海道のようななごういう特殊な立地的な条件、気象条件を持つているところには、必ずしもいい答えが出ていませんよ、この実績では。ですから、そういうところについては、いま申請されているものがあるが、具体的にここで私は名前は言いませんが、そういうものについては、あなた方は、従前のようにはいそうですかと認可する方針ですか。

○政府委員(坪井為次君) 北海道の実態につきましては、なお札幌の陸運局のほうで十分調査させまして、そういった事実につきまして原因その他を探求して慎重に扱わせたい。特に積雪時においての道路の状況が変わった場合等につきましても、特別に注意をするように連絡をしたいと思っております。

○吉田忠三郎君 どうも坪井さん、あなたの依然として歯切れの悪い答弁でいますよ。そんなものははつきりしているのですから、そういうものが出了場合、指定認可しませんと、先ほどから例外

規定だということをあなたも言っているのですか。あなたら、しませんとなぜ言えないのですか。あなたは。それほどあなたの方バス業界に気がねしなければならぬのですか。これは。一体バス業界に気がねすることと国民の生命とどちらがあなたは大切だと思いますか。具体的に、私は自分で調査したのじゃなくて、あなたにこれ上げますけれども、北海道の警察で調べたものなんですよ。これは警察で明らかになつてているのです。しかも、もう直近な例で、こういう道南バスと中央バスが正面衝突をしている、国道で。これは、この事故の理由を見ますと、原因を見ますと、非常にふぶきで前方がほとんど確認をされない、ブスラして、凍結のためにスリップをしたと、こう書いてある。したがつてブレーキなど全然きかなかつた、ために事故が起きたと警察の事故原因に書いてあります。が、こういう事柄は、一体、ただ運転手の技術が優秀であるとか、あるいは劣っているとか、運転手の不注意であるというようなことだけでは、これは済まされないわけでしょう。しかも、あなたはそこは四十三キロというかなりのこれは距離があるところに問題があるのです。市内の近距離の場合なら、これはあなた方が考えておられることも当てはまるのかもしれません、四十三キロといつたらかなりロングですよ、これは。こういう事故のときには、たつた一人しか乗っていないのです。何ですか、これは。そうしますと、本来の規則の十五条の本文に照らしてみると、明らかにこれは誤りです。こういうことはやるべきことではないといふ答えになりませんか。にもかかわらず、先ほど言つたように、どこの業者というることは言いませんが、依然としてどんどんどんどんロングにこうしたものを見可していく。大きくよう陸運局に申請をしていることを対象私知っていますよ。ぼくはやらせるべきじゃないと思う。こういう実態があるのでから、もつともっと歯切れのいい答弁をしなさいよ。

しては、われわれも知識ありませんので、はつきりとは申し上げられないのですが、要は、交通保安の点についてわれわれからは十分通達が出ておりますし、その精神を十分陸運局が消化して、警察なり何なりとも十分連絡をとつて運用するよう、われわれのほうからはきびしく申し伝えます”

吉田忠三郎君 並重い精神をして実績を挙げし
ていただきたい。それから、新たに申請している
問題については、私はこれはもとより認可権が
あるわけじやありませんから、行政の問題ですか
らあなたの方にあると思うが、これも先ほど来言つて
いるように、ただ単にこの企業主が言つてゐる
ような実態だけのみにして、そのことばに迎合
するがごとき私は北海道のこの冬期間におけるワ
ンマンバスというものの認可是してはならない
と、こう考えている一人なので——この一人とい
うことより、実態がこうなっていますから、農民
があぶなくってワンマンカーなんでものには乗つ
ていられぬという実情ですから、佐藤内閣が人命
尊重を柱にしている限りにおいては、断じてあな
たはこうした新たなものについては認可すべき
ぢやない、原則的に。したがつて、慎重に私は取
り扱つていただきたい。慎重に。そのことによつて
陸運局長脅迫されることはないですよ。そういう
心配はありませんから、勇気を持つて、勇断を持つ
て、こういう悪い結果の出ているものについては
慎重に取り扱つて、原則としては間違ひなんです
から、例外規定なんですですから、認可しないとい
くまでも規定の本文の十五条に立ち返るように行
政指導をしてもらいたいと思う。いいですか。
○政府委員(坪井為次君) 業者からいろいろ申請
が出たり、あるいは陳情があるかと思いますけれ
ども、交通保安問題に関しましては陸運局長が責
任を持って当たることになつておりますので、そ
ういった意味で、われわれとしてはなお十分に注
意を促したいと思っております。

○吉田忠三郎君 十分注意するということですか
ら、坪井局長のこれから行政手腕に私は期待を

してこの問題終わりますが、もう一つそれと並んで、労働条件が変わってきますから、したがって、今日、行なわれた結果、労働条件としてはより劣悪な条件にされているということは、これははつきりしていますよ。これは全国的な問題ですか。ですから、これを改善をしなければならないと思います。たとえば、先ほどもちょっと触れました運転者の過労に対して一体どう対処しなければならないか、あるいはそのことに起因してやはり心配ごとができるきますから、安全対策とというものに対してもう行政上指導監督をしていくかというような問題がやはり一つ行政の面で残りますのだから、こういう関係。それから、省令の第四十四号ですね。これをもうちょっとと――ちょっとじやなくて、積極的に運用していくように、特段あなた方はそれぞれの地方局に指導すべきじゃないかと、こう考えます。

それから、拘束時間の問題は、これはツーマンカーであろうとワンマンカーであろうと一緒にございますけれども、実際にハンドルを握る実ハンドル時間はツーマンカーから比較してやっぱり短縮させなければならぬものだと思うのです。なぜかならば、車掌の仕事を兼務するわけですからね。ですから、それだけロードがかかりますから、何割このハンドル時間を短縮したら適正か、適合かということはここでは申し上げませんけれども、常識的にやはりツーマンカーの運転者よりも、ワンマンカーの運転者は実ハンドル時間といふものは短縮させてやらなければならぬのじゃないかと、こう考える。こういう関係の指導、それから、一般的な自動車事業の指導とも関連しますが、依然として休憩いたします休養施設などは不完備です。まだまだ完全ではありません。これは安全衛生規則からいっても違反する事柄でもありますから、それぞれ陸運局長がこうした事柄にも十分行政指導をしなければならないのじゃないか

○委員長松平勇雄君 次に、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○委員長松平勇雄君 本件については一応この程度といたします。

○委員長松平勇雄君 次に、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○相澤重明君 前回の質疑の中で運輸省から資料と、こう考えます。それとあわせて、先ほどのどすけれども、非常に休養時間がワンマンカーの乗務員については不足をしています。ですから、こうした諸君に対する休養時間というものは、科学的にどの程度の休養をとらせたらいいのかということことは、やはりいろいろ陸運局当局においてもひとつ研究されまして、この基準なり何かを示してやらなければならないのじゃないか、こう私は思うのです。こういう事柄、そのほかいろいろ細部にわたりまして、車両の清掃であるとか、あるいは点検、あるいは精算事務についてどうするか、あるいは過不足が出た場合にどうするかといふような問題は、これはそれぞれの企業者の労使間の問題ですから、ここでは申し上げませんけれども、少なくともただいま申し上げたような労働条件の改善にあたっての基本原則は、私は、運輸省として、自動車局として、一つの方向を出して、地方の局長にやはり通達なり何なり出して指導すべき事柄ではないか、こう思うのですが、坪井さんいかがなものですか。

を提出をしていただきましたが、この資料について若干御説明をいただきたいわけです。たとえば2の主要外貿港湾の整備という中に、東京の場合、防波堤、品川埠頭(外貿)、大井埠頭(外貿)、一〇号地埠頭(内貿)、湾岸道路の整備、こういうのが項目にあがっているわけです。そこで、具体的に、これらについては、この新五六年計画の中で完成させる、こういうことなのか、あるいはいま残されておる――すでに港湾整備をされておるわけですが、その整備を残されておるものとの年内に完成をする、こういう意味なのか、新たな仕事、継続の問題と二つあると思うので、そういう点をひとつ御説明をいただきたいことと、いま一つは、たとえば晴海埠頭がありますね、この晴海埠頭は、実は風の吹き回しによりますと、非常に臭氣ふんぶんたることがあるということで、国際的な展覧会等を計画したときに著しい問題があるわけですよ。そういう東京湾の一つの整備というような中に、こういう問題の解決をする意思があるのかどうか、またどういうふうに政府としてお考えになつておるのか、この点ひとつ御説明をいただきたいと思うのです。

○政府委員(佐藤繁君) この間提出いたしました資料の中に掲げてあります仕事につきましては、まだ細部について検討が済んでおらぬわけでございますが、全部完成いたしましたものと、なおその地区に着工いたしまして、この五六年計画の次に五六年計画に仕事が継続するものがあるわけでございます。一つの例で申し上げますと、横浜におきます本牧埠頭は、一応完成をいたしまして、大黒町埠頭にかかるわけでございますが、これは全体のバースを完成するということではなくて、一部がこの期間に達成し得るものと、こういうような資料でございまして、なおその細部についてはまだ決定に至っておりません。

それから次に、晴海埠頭の周辺の臭気の問題でございますが、これは前々から問題になつておったことでございますが、一番大きな原因は隅田川から汚水が流れ出るということであると思いま

す。これにつきましては、隅田川の浄化といふことで都市排水問題として考えられておりまして、最近は荒川の水も流れてきてだいぶその方面でよくなってきたようでございます。しかし、全般的に、港湾そのものが油を廃棄するとか、そういうようなことで、衛生上もまた保安上も好ましからぬということがあるわけでございまして、油の吐出することにつきましては、現在どういう設備をしてこれを港湾の浄化に役立てるかということを検討をしておる段階でございます。

また、東京湾全体について、こういう港湾の水を淨化する問題はどうかということとございます。が、これにつきましては、まだ実は全体としてどうするかということは考えておらないわけでござります。

○相澤重明君　いまの御説明の中で、横浜の本牧埠頭、大黒町埠頭については御説明がありましたが、たとえば横浜の場合に、臨港道路の整備ということはどこをさしておるのでですか。つまり、横浜港ということなのか、川崎を含んだことなのか、こういう点についていろいろの解釈のしかたが私はあると思う。こういうことで、臨港道路の整備ということについて少し御説明を願つております。

○政府委員(佐藤肇君)　ここに掲げております臨港道路と申しますのは、埠頭ができまして、埠頭に至る道路ということをございます。したがいまして、横浜の場合で申し上げますと、木牧埠頭ができるまでございます。もう一つは、大黒町埠頭ができるまでございますから、大黒町埠頭に至る道路、こういうことですござります。ところで、それだけでは全体の貨物がさばけないではないかという問題があるわけでござります。そこで、したがいまして、埠頭に橋をかけて、すなわち海岸を通つて横浜の西から川崎、東京に連絡したいという御要望があつります。これにつきましては、一つの港の問題でございませんし、港湾に直接関係ある貨物だけ

につきましては、私どもが、そういうようなものにつきましては、私どもが、京浜港の計画の調整いたしまして、建設省の道路計画、また都市計画の道路網との関連というものを考えまして、五カ年よりさらに長期の計画として考えておりまます。また、この本牧埠頭と大黒町埠頭をつなぐ橋梁につきましては、横浜市当局が計画を持っておられます。また、この計画とわれわれの港湾の施設の整備計画とを調整さしたいということで、これに付いても横浜市当局と現在研究を続けておる段階にあるわけでございます。

業界の中でも、たとえば水先人——いわゆる水先
員の中には見当たらぬと私は思うのです。港湾
関係といつても、実際にこの港湾の仕事を担当さ
れておる人はごく少数なわけですね。俗にいう一般
の学識関係、しかも事業家といいますか……、港
の荷物を多く取り扱うそういう人たちがこの中に
はおられないわけですね。そういう点から、どう
もよく全体のバランスを考えて委嘱するならば、
いま少しそういう実際に仕事をしておる人たちの
意見というのも、これは業界にとっても、また
港湾のそういう審議にとっても、きわめて大事な
ことだと思うのです。そういうことで、今まで
の発表があつたのですが、調査を委嘱することができ
るのかどうか、こういう点について御意見を伺
っておきたいと思うのです。

○政府委員(大久保武雄君) ただいま相澤委員の
御質問のうちで、いわゆる船舶の運航に關係する
実務者關係いたしましては、日本船長協会の会
長、それから日本海難防止協会の代表——具体的
な人事は猪瀬淨元さんでありますし、先般おなく
なりになりましたけれども、これは船員界の非常
な大先輩であられます。さような方々をお入れし
てございますが、いわゆる水先人協会代表は見当
たらないようでございます。しかしまあ、相澤さ
ん御指摘のように、パイロットを将来選考に入れ
るということは、これは考えてよろしいのではないか
かろうかと私は存しております次第でございま
す。なおまた、委員の選考にあたりましては、先
般港湾管理業務をこの審議会の内容として討議し
ていきましたことに相なりましたので、それらの面
も含みまして、相当数の委員の増加委嘱をいたし
ましたような次第でございます。

○相澤重明君 どこに増加しているのですか、四
十年三月のですか。

○政府委員(佐藤謙君) ただいま政務次官が申し
上げましたのは、昭和三十六年に比べまして昭

○相澤重明君 それじゃ、私の要望をひとつ申し上げておきますから。現在の四十年の名簿を見て、三十二人ですね。学識経験者が二十三人、それには行政機関職員等九人で、三十二人。三十六年のときには、学識経験者が十六人、行政機関等の職員が十三人で、二十九人。現在三十二人ですから、三人ふえた、こういうことですね。四十人までということであれば、私は具体的にひとつ提案をしたいと思う。それは、やはり港の関係について切り離すことのできない、いま申し上げたパイロット——水先案内人組合、あるいは日本海員組合——これは船員のはとんどの実質的な統一機関です。組合組織であります、これは全国的にやはり必要なわけです。それから港の沿岸の荷役をする全港湾、それから沖の荷役をする日港労連、こういう全く港とは切り離すことのできない関係の団体というものは、これは実は入っていませんが、この中のの方々もみんなりっぱな方々だと思いますが、この中のの方々もみんなりっぱな方だと思うのです。政府が推薦したのだから、りっぱな方だと思うが、そういう直接の仕事をして、研究をして御苦勞されておる人たちを私はこの中に入れてもちつとも遜色しないと思う。そういう意味で、水先人組合とか、全日本海員組合とか、あるいは全港湾とか日港労連とかいう全国的なそういう組織の代表は、あるいはその組織から代表される人だけこうだと思うのです。そういう人はやはり入れて、具体的にやはり御相談をされるのが私はよかろうと思います。そういう点について、余裕がないとか、あるいはそういうものを入れることができるないという基準があれば、これはまた別だけれども、私はそういうふうに思わないのですが、それはどうかということが一つ。

それから、これは中央の場合ですね「地方の場合はどういうことなんですか。地方の場合は何ら

Digitized by srujanika@gmail.com

そういうことはお考えがないのですか、それとも地方の場合も中央と同じようにお考えになつておるのかどうか、この点もあわせてお答えをいただきたい。

○政府委員(佐藤肇君) ただいま御指摘がございましたように、現在の審議会委員の中に港湾に働くおる労働者の方が代表として入つておらないのではないかということがござりますが、これではないかといふことでございますが、これは、この審議会の目的が、港湾の開発、すなわちどのような港湾施設の増強計画をやるかということが一つの問題でございます。もう一つは、港湾の管理運営をどのようにしていくか、この問題は主として財政の問題をやつておるわけでありまして、そういうようなことで、現在ここにあげられて、おる学識経験者は、そういうようなことを管理する専門家でありますから、この問題に対する高い経験なり知識なりを持つておられる方を選んだわけでございます。したがいまして、労働組合の代表といふものは入つておらないわけでござりますが、前にも申し上げたと思いますが、港湾運送事業につきまして新しい法律改正なり集約といふものをやつしていくために、仮称でございますが、港湾荷役合理化審議会のようなものをわれわれは考えておるわけでございまして、そういうものを考へるときには、当然労働者の代表に入つていただかなければならぬのじゃないかと思つておるわけでござります。また、今度港湾労働法に關連いたしまして内閣に設けられた審議会におきましては、委員は学識経験者でございまして、直接組合とか業界の代表ではないわけでございますが、その下の専門委員といたしましては、やはりそういうような業界なり労働組合なりの代表を入れていくことを考へておるようですが、その他の業界の代表も選ばれていくべきではないかと思います。

もう一つ、地方においてこういう機関があるかどうかといふことでござりますが、これは港湾法に基づきまして、運輸省設置法によつて設けられた審議会でございますが、このほかに、地方の港

ましたように、現在の審議会委員の中に港湾に働くおる労働者の方が代表として入つておらないのかどうか、この点もあわせてお答えをいただきたい。

○相澤重明君 いまの港湾局長の答弁の学識経験者という定義は一体何ですか。大学において教へんをとどてるから学識経験者というのか、あるいは事業を行なつている社長さんであるから学識経験者であるのか、そういうことになると私は相當疑問だと思うんですよ。いまあなたが言われておる、労働組合だから学識経験者じゃないということは、少し学識経験者の定義といふものが問題になつてくると私は思うんですよ。そうではなくて、こういうりっぱな人たちもけつこうな話だ、しかし、いつも当運輸委員会で私が申し上げるよく、この港の問題について、たとえば上屋をつくるのにこういう審議会の人たちがいろいろ意見を出されるでしよう。港湾荷役の改善についてはどういう近代的な施設が必要だという意見も出るでしよう。そういうときに、たとえば先ほど申し上げた全日海の人であれば、各港を回つて、あるいは外国も回つてきて、日本の港湾はこういふ施設がほしいと言える。外國と比較してこういうところが劣つておるじゃないかということは、あなたがち事業者でなきやわからぬということじゃない。むしろ実際にそういうふうにやつてゐる人たちこそ非常に貴重な意見も持つてゐるし、そういう経験もしていると思う。あるいは、ILOの条約の問題で私がこの前も松浦運輸大臣に言つたように、厚生施設あるいは便所といふようなものを港につくれといふことも、国際的にはもう各国が批准をしているわけですよ。日本ではまだそこまでいってないけれども。とにかくそういうことから、それでも海外の人たちがやはり利用できる、あるいは港に働く人たちが利用できるということは、大事なことじゃないか。事業者だけによつて、いやそういうところに金をかけるよりは荷役

湾管理者といたしましては、こういうような港湾の開発のほかに、運営も含めてどういうようやつていてこうかというようなことを審議する諮問機関としての審議機関を持っております。その中には、港によって労働組合の代表が入つてゐるものもあるわけでございます。

○相澤重明君 いまの港湾局長の答弁の学識経験者という定義は一体何ですか。大学において教へんをとどてるから学識経験者というのか、あるいは事業を行なつている社長さんであるから学識経験者であるのか、そういうことになると私は相當疑問だと思うんですよ。いまあなたが言われておる、労働組合だから学識経験者じゃないということは、少し学識経験者の定義といふものが問題になつてくると私は思うんですよ。そうではなくて、こういうりっぱな人たちもけつこうな話だ、よそいう全国的な團体組織であればね。ここに名前が出ておりますけれども、そういう人たちの意見をかぶせて、そのためにはシャットアウトするよりももっと貴重な意見、建設的な意見が出るのではないか、私はこう思うのです。ですから、それはございません。この審議会が始まりました当初から、実は非常に技術的な審議会であつたわけでありまして、そのためには専門の学識経験者というものを主として集めてやつておつたわけではありません。それで、新しい問題といたしましては、港湾管理の問題が起つてまいりまして、港湾管理の問題といふのを直接ここで審議することにいたしましたのは財政の問題でありまして、港湾の施設の整備といふものとをどのように調和させながら、こういうことが新しく設置される管

理部会の問題であつたわけであります。そういう問題に対する学識経験者、エキスパートとして選んだのがこういう方々であつたということです。いまして、労働組合だから入れなかつた、そういう趣旨では決してないわけであります。したがい、この立場をとることは、私はあなたがちむだではないと思う。むだでないどころか、私は当然だと思ふ。そういう意味で、三十何人か、こういう業界の人たちに委嘱をすれば、どうしてももう余地がない、こういうのならばともかく、先ほどの政策次官の御説明では、四十人以内ということになつていて、三十二人しかいないわけですね。そういう

といふものを反映させていただくということで入る機会があるだろう、このように申し上げたわけであります。

○相澤重明君 どうもぼくには納得できないのだね。たとえば個々のメンバーを見ても、まあ学究畠とすれば、日本大学工学部の顧問だとか、あるいは関西大学の教授だとか、こういう人たちはないほど専門的なそういう立場であるいは意見もあるかもしませんが、その他は、たとえば日本空港のビルディングの社長だとか、小野田セメントの社長だとか、大阪埠頭の倉庫の社長だとかといえど、これらは業界でしょう。だから、必ずしも何も全国的な学識経験者とばかりは言えないじやないですか。むしろ、全国で何十万という組織をめにこうしなければならぬ、政府はこういうようよにしてやつてほしいという建設的な意見を出された人たちはやはりつながりばな学識経験者だと思う。そういうことからいって、その学識経験者の定義の問題を私は——どうもわれわれを納得させる定義になつてないわけだ。かほんを持つて学校で講義をする人を学識経験者といううなうござらず、そうでないいまのこの人たちを見れば、私は水先案内人の代表なり、全日海の代表なり、あるいは全港湾の代表なり、日港労連の代表、それぞの専門的なエキスパートですよ。そういう人たちをなぜ学識経験者で入れることができないのかということは、ちょっといまの説明では私はもうなかなかわからないです。政府の言葉でいふと、私は平行線だからといってそれじゃない。そういうことで、これは議論していると、おそらく局長と私と二人の意見は平行線かもしれないけれども、私は平行線だからといってそれじゃ納得できないですよ。それがどうしても入れられない理由というのは何だ。全国的な組織を持ち、全国的な問題を検討しておる協会なりそういう団体の人を入れることができないという理由は何かどうもわからないんですね。どうですか、いま一回説明してくださいよ。

○政府委員(佐藤肇君) ここに書いております職名というのは、いさか不備でございまして、秋山龍さんが日本空港ビルディング社長となつてお

りますが、いれは港湾荷役機械化協会の会長でござります。それから、安藤さんは小野田セメントの社長ということでございますが、これは経團連における港湾部会長でございます。それから、後藤さんは大阪埠頭倉庫の社長ということになりますが、元の港湾局長でございまして、おののやはり権威者であるわけでございます。

もう一つ、労働組合の代表者をなせ入れないかと申しますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、問題が運営の問題ではなくて、開発計画の問題と、もう一つは港湾管理者の財政の問題であるので、入つておらないということでございます。

それからもう一つ、たいへんこれは申しわけないのですが、現在ここにあります委員は、欠員が一名でございまして、その一名といふのは、知事会の代表で出ておられました宮城県の知事がおなくなりになりまして欠員が一名でござります。それからもう一名は、齊藤清元さんがこの間なくなられまして、いま欠員二名でございますが、パイロットにつきましては、船長協会にパイロット組合のほうは入つておりますが、この海難防止協会なり船長協会といふのは非常に熱心に討論をされた結果をもつて、この船長協会の会長さんなり日本海難防止協会の代表という方がこの席で討議されておるわけでございまして、パイロット組合の方々の意見も十分港湾の開発計画に反映されていけると思つております。

○相澤重明君 いや、そこが局長と私の意見の違うところなんです。なるほど船長協会といふのは、船長さんでこれは協会をつくつてあるわけだ。パイロットは船長の経験のある者がパイロットになつているんですよ。水先案内人になつてい

るのですか。それだけの国家予算が、人数を四十人にしたから人件費を出すことができないという

も大事なこと、港湾荷役の近代化とか、あるいは設備とか、そういう点でいまの新五カ年計画といふのをやるうとしているのですから、最も港湾が仕事をよくなるようにならなければいけないのであります。ですから、私はそういう面で言えば、先ほどのやり方でございます。

水先案内人組合を組織して大きな船を誘導していくわけですよ。仕事が違うんですよ。船長はパイロットじゃないんです。まあ運輸大臣も出席したが、これはどうしても人数を二十人なり三十人なりに制限をしなければいけない、こういう御説明があなたが委嘱をされる。こういうことであるならないんだというなら、私は納得しますよ。だけれども、いま言つた学識経験者ということでもしら、学識経験者の定義を言ってもらわぬと、私は理由にならぬと、こう言うのです。大学の教授だから学識経験者という場合にはならぬ、大学の経済学博士だから学識経験者だということだけでは、どうしてもそこまで入れたいんだけれども入らぬいんだというなら、私は納得しますよ。だから、いまは私はならぬと、こう言うのです。だから、いまはたとえ一年なら一年航海をしてきたなら、港にたとえ一年なら一年航海をしてきたなら、港はこういう施設がほしい——いまのここに出ていたる評論家のなり大学の教授の人は、その人たちのことが全部わかりますか。それから水先案内人の人たちが、たとえば横浜港にしても、神戸港にしても、そのグループをつくつてそういうふうにやっている人たちのほんとうのことが、この人たちにわかりますか、私はそういうことを言つてゐる。これは一つの例ですよ。で、たとえばこの港の港湾の設備をするのにどのくらいのそれじゃ国の人たちが、たとえば横浜港にしても、神戸港に投資が必要ということについても、つくる施設によって違うでしょう。こういうところに金をかけたまし、これを優先的にやつてほしいといふことはできるんじゃないですか。それをどうして水先案内人なりあるいは全日海なりあるいは全港湾なり日本海難防止協会なりの代表は学識経験者の中に入れるべきであります。これは運輸大臣せつかく出席されたのだから、局長からひとつ話を聞いてもらつて、運輸大臣から答弁をしてもらいたい。ぼくは納得できないですよ。

○政府委員(佐藤肇君) 定員についてはただいま資料を持っておりませんが、設置法を受けた政令できまつている人数でございまして、これが現

在実際になくなられた方があって欠員があるわけですが、一ぱいである、こういうことは、管理部会を設けまして、管理部会長の御意向もありまして、港湾管理者の代表であるとか、それから先ほどと言わされました学者のような方を入れたために一ぱいになった、こういうことでござります。また、なぜ水先人を入れないかということです。なぜが、われわれが先ほど申し上げましたように、船長協会なり日本海難防止協会の方が代表されておると思うわけでござりますが、また、そういうような港湾につきましてはパイロットの意見を聞いて原案をつくって持ってきております場合においては、現地におきまして十分パイロットの必要のある港湾につきましてはパイロットの意見を聞いて原案をつくって持ってきているわけでありますから、十分その意見はいれられておると考えておるわけでございます。なおまた、中央でやります問題につきまして、現在あります委員のほかにさらに別な方面的学識経験者が必要である場合は、この定員というものを改正してもさらにも強化すべきである、かように考えておるわけでございます。

○相澤重明君　そうすると、局長あれですか、さつきの審議会委員四十名以内ということは間違いないだということですか、さつき答弁されたことは、○政府委員(佐藤肇君)　この四十名以内というのは、これは規定にあることでござりますが、その四十名そのものの数字はいまここに手持ちの資料がございませんので、いま調べておりますので、あとでその数字ははつきりいたします。ただ、欠員が二名であるということは間違いないことでございます。

○相澤重明君　欠員が二名だということは、いま二十三名でしようが、学識経験者が、そうすると、二十五名ということでしょう。それで関係行政機関は九名じゃないですか。それじゃ、二名になるのじゃ、あなたの答弁はちっとも終始貫していない。四十名以内ですよといながら、今度は三十六年一人ふやしました。学識経験者七名ふえてる、現在のこの資料では。あなたの言うのは、さらに

二名が欠員ですということになると、二十五名となります。数字をはつきりしてください。
どうなんですか、責任者がそんなことじゃ困るぢやないか。
なんか、肝心なことがわからぬでどうするんだ。
だ、冗談ぢやないよ、終始一貫してないぢやない
か、一つも。

○政府委員(佐藤翠君) ただいま定数については
調べておりますから、至急返事いたします。

○相澤重明君 運輸大臣、せつかくあなた途中で
おいでいただきて恐縮なんですが、どうなんですか
しよう。これは局長は從来の経緯を説明をされて
おるわけなんですが、大臣、私の言うのはこうう
うことなんですよ。三十六年にこの港湾整備のい
わゆる法律がきて、そうして五ヵ年計画で進め
てきた。しかし、経済の発展に伴つて貨物の取り
扱い量等がふえて、今までの五ヵ年の策定では
できないので、新たに五ヵ年を四十年を起点に進
めていく。これがこの法律の趣旨ですよ。そこで、
そのときに、港湾審議会の委員というものは重要な
答申をするわけですね。運輸大臣は、經濟企画庁
官と御相談もされるだろうし、大蔵大臣とも御相
談されるだろう。しかし、大事なことは港湾審議
会にあなたは諮詢されるでしょう。その大事な港
湾審議会の委員が、三十六年の発足當時では少な
かつたからということで、いま多くしたわけです
よ。そのことは私は喜んでいるわけだ。ところが、
が、その港湾審議会の委員は幾人だ、こう聞いた
ところが、四十名以内だ。こう言ふから、四十名
以内なら現在委嘱をされているのは数が少ないか
らいま少し各界の中から入れたらどうか、こうい
う話をしたところが、学識経験者という名前にな
つてきただ。学識経験者の定義というのは一体何
だ。私は大学へかばんをさげていって教授をして
おるから学識経験者と思つてないんですよ。経
済博士の肩書きを持っているから学識経験者と
思つてないんですよ。そういう意味で、たとえ
ば例をあげたのは、水先案内の人たちがおる。
この人たちには長い間船長を経験した人なんです。

船長会のなるほど会長さんはここにいる。おるけれども、船長とは違うんです。全然認識が違う。私が言っているのは、水先案内人というのと、船長の経験はあるけれども、現在は大型船の水先案内人をしておる、パイロットをしておる。これはまあ昨年も、法律でたいへん努力をしていただいて、案内人の人数もふやしていただきたり、予算も増額したり、政府がやったわけだ。そういう人たちの代表なり、あるいは全日本海員組合——諸外国に日本の船をもつて、そうして日本の出先とも言うべき多くの仕事をしておる船員の人たちの団体ですよ、全日本海員組合。あるいは、沿岸ならば全港湾という組織がある。沖荷役ならば日港労働組合という組織がある。みんな何万、何十萬という組織をした代表の人たちがおるわけだ。その人たちが、單に労働組合員だから、水先案内人だからといって、学識経験者にならないという理由によると、はならぬと私は思う。りっぱな学識経験者だ、ましてと言うから、この前も運輸大臣に私が言ったように、国際的にはILO条約によって、働く者の厚生施設とか便所とかいうのをつくれ、これまで各國では条約を批准しておる。そういう働く者がもつと仕事がよくできるように港湾施設を改善するのじゃないですか、設備をするのじゃないですか。そういう人たちのこうしてほしいといふ意見があることは、当然だと私は思うのです。それはその地域のローカルの問題だけを言っているのじゃないのです。全国的な視野に立った場合に、運輸大臣の答申に答えられるりっぱな人がいるじゃないか、その人たちを学識経験者に入れて何が恥ずかしいか。それを学識経験者の数がどうとかこうとか言って、最初四十名以内と言った答弁がいまになつて変わってきておる。これは委員長も聞いているから、いまの説明のようなことで私は納得できませんよ。こんな法律あげることで弁はできない。肝心な運輸大臣の諮詢機関を、港湾

の五カ年計画を諮問するその審議委員が四十名以内というが、四十名なのか二十五名なのか三十名なのかわからぬ、そんなばかなことってあるのか。だから、運輸大臣に、一体運輸大臣はどうなつか。だから、運輸大臣に、一体運輸大臣はどのように説明してください。

○國務大臣(松浦周太郎君) 電話をかけて人數をよく調べましたから、まずその人數と、その人數の中で先ほど欠員と述べておりましたその二人を引いた残りのものはこれから補充しなければならぬものと思いますから、それについて事務的に局長からひとつ答弁してもらうことにします。

○政府委員(佐藤鑑君) 先ほど四十名以内と申し上げましたが、定員は政令できまっておりまして、三十五名以内となっております。この先ほど資料として提出いたしました表の学識経験者の由表から落ちておりますし、齊藤さんは最近なくなつたのですが、実はミスで落ちておったわけですが、それを入れますと、学識経験者と行政機関の職員でもって三十四名、したがつて、三十五名以内というと、一名の欠員があるわけでございます。

○相澤重明君 今度は、四十名じゃなくて、三十五名以内ということですね。三十五名以内といふのは、三十五名まで委嘱することができるというのか、三十五名以内だから欠員があつてもそのまま、あるいは補充することもできる、こういうことなんですか、どっちなんですか。

○政府委員(佐藤鑑君) 先ほど私が申し上げまして、欠員二名ということをございましたが、三十五名以内ということをございますから、三十五名までは埋めてもいいわけでございます。ただ、この前管理部会の関係で増員いたしましたときに、今後新しい問題が起つたときに全部埋めておくまでは埋めてもいいわけでございます。ただ、十五人の港湾審議会の委員を置くといつたら、三

十五人委嘱したつていいんでしょう、これは運輸大臣に聞きたいのだ。たとえば、宮城県の三浦知事がなくなつてあと補充選挙をした、だからその宮城県知事が今度自動的にそういうふうに委員になるのかどうかということも出てくるわけだね。新たな観点から他の知事の中からそういう人を委嘱するといふことも出てくるわね。だから、いま局長の言わるのは、新たな事態というのですが、新たな事態というのは一体何ですか。いまこの四十年度を起点として五カ年計画を策定をして、運輸大臣、あなたは諮問するのでしょうか。諮問するときに、なぜわざわざ欠員をそこへ置かなければならぬのですか、これはものの考え方ですよ。私は、諮問するのだったら、全部して、みんなに意見を聞いたらいと思う。ところが、これ実はこれは全国知事会の代表で、知事会から推薦していくといふと、二十三人の委員と九人の関係行政機関の職員だから、三十二人しかいない。三十名ということになれば、すでに三名欠員ですよ。

○政府委員(佐藤肇君) ただいま三名欠員でござりますが、この三浦さんのあとにつきましては、

実はこれは全国知事会の代表で、知事会から推薦していくといふと、二十三人の委員と九人の関係行政機関の職員だから、三十二人しかいない。三十名といふことになれば、すでに三名欠員ですよ。○政府委員(佐藤肇君) ただいま三名欠員でござりますが、この三浦さんのあとにつきましては、実はこれは全国知事会の代表で、知事会から推薦していくといふと、二十三人の委員と九人の関係行政機関の職員だから、三十二人しかいない。三十名といふことになれば、すでに三名欠員ですよ。

○相澤重明君 この審議会の委員だけが私

が、新たに聞きたいのだ。たとえば、宮城県の三浦知事がなくなつてあと補充選挙をした、だからその宮城県知事が今度自動的にそういうふうに委員になるのかどうかということも出てくるわけだね。新たな観点から他の知事の中からそういう人を委嘱するといふことも出てくるわね。だから、いま局長の言わるのは、新たな事態というのですが、新たな事態というのは一体何ですか。いまこの四十年度を起点として五カ年計画を策定をして、運輸大臣、あなたは諮問するのでしょうか。諮問するときに、なぜわざわざ欠員をそこへ置かなければならぬのですか、これはものの考え方ですよ。私は、諮問するのだったら、全部して、みんなに意見を聞いたらいと思う。ところが、これ実はこれは全国知事会の代表で、知事会から推薦していくといふと、二十三人の委員と九人の関係行政機関の職員だから、三十二人しかいない。三十名といふことになれば、すでに三名欠員ですよ。

○政府委員(佐藤肇君) ただいま三名欠員でござりますが、この三浦さんのあとにつきましては、実はこれは全国知事会の代表で、知事会から推薦していくといふと、二十三人の委員と九人の関係行政機関の職員だから、三十二人しかいない。三十名といふことになれば、すでに三名欠員ですよ。

○相澤重明君 この審議会の委員だけが私

が、新たに聞きたいのだ。たとえば、宮城県の三浦知事がなくなつてあと補充選挙をした、だからその宮城県知事が今度自動的にそういうふうに委員になるのかどうかといふことになる、こういうことになると思ひます。したがいまして、現在三十五名以内といふ中で、まだ必要によって埋められ得るといふものは一名といふことになる、こういうことになると思ひます。したがいまして、現在三十五名以内といふ中で、まだ必要によって埋められ得るといふものは一名といふことになる、こういうことになると思ひます。

○相澤重明君 この審議会委員の問題だけで私が

きついことを言っておるといふことで意見があるかもしれません、私は率直に言つて、政府が五カ年計画を策定をされて、どうやろうかということをこ

れから運輸大臣自身が相談をする機関ですから、

諮問をする機関ですから、その諮問をする機関

が、できるなら最もよいものであつてほしい

というのは、われわれ運輸委員としては当然なん

です。それで、いま港湾局長は港湾局という立

場からそういう点を固執をされておると――私は

あなたが固執をしていると見ているのだ、ちつとも円満な姿じゃない。だから、私は、学識経験者といふ人たちを委嘱するというのだから、学識経験者の定義といふもの言つてみろ、別に学識経験者の定義はないじゃないか。そうすれば、最も広範囲の中での運輸行政、特に港湾整備について必要な、経験豊かな、そしてまた建設的な意見を出してもらえる人たちを委嘱するのがあたりませんじゃないか。それを、最初の答弁は四十名以内ですと言ひながら、今度は三十五名ですといふ、そんな説明があるか。政府委員といふものはもつとしっかりと勉強して答弁するのだよ。

○國務大臣(松浦周太郎君) 相澤委員のいろいろの御意見もよくわかりますし、われわれが行政をやつていく面においてこれに諮問する機関でありますから、知識というか、経験というか、そういうものの最ももある人たちの集まりでなければなりませんから、厳選に厳選を重ねて推薦すべきものであると思っておりますが、一名だけあけてお

く、これは何かのための用意が必要であるという局長の経験も生かすべきじゃないかと思うのです

が、どういうものでしよう。埋めておいたら、何か起つた場合にどうにもならぬということにな

ると思つておりますが、三十人やれとおっしゃれば

そうやらざるを得ないかもしませんが、あけておいて何かの用意にやつておいたほうがいいかと思

います。これはどういうものでしよう。

○相澤重明君 これは、運輸大臣からせつかく相談をかけられたから、私は率直にお答えするが、

新五カ年計画をこれからあなたが諮問するので

しょう。諮問するときに、わざわざ何も人間を委嘱するものを委嘱せずにおくということはしなくてもいいんじゃないですか。それで、私はむし

る港湾局長に聞いておきたいのですが、なぜ、この

ようなことがあるかもしだれぬ、あけておかなければならぬ場合があるかもしだれぬと言うが、どう

いうことなのかというのだ。一体いま新発足をす

るというのにあけておかなければいけないという理由はどこにあるか。だから、あなたは腹案があ

るのじやないか、こういう人をやりたいという案があるからもそもそも言つておるのじやないですか、それは一体どうなんですか。

○政府委員(佐藤肇君) この審議会の委員の定員

につきましては、政令でも以内といふことばを

使つておるわけございまして、必要に応じて全

部埋めてもいいわけございますが、通例といつ

しましては、余裕を残しておくわけでございま

す。したがいまして、去年の秋でございますが、

管理部会を発足するにつきまして、新しく委員を

埋めてその審議をやり得たというのも、実はあけ

ておいたので支障がなかつたということござい

まして、この辺の運用について、やはり一応、

いま一面对してあるかないかということではなくて、全体の今までの経験からくる運用でござい

ますので、よろしくお願いいたしたいと思うわけ

でござります。

○相澤重明君 その局長の言わんとするところ

は、ほんにはつきりわからないのだよ。よろしく

と言われば、よろしくなつちやうだらうけれど

も、それはほんとうにどうしてもあけておかないと

いうなら、これは私はわかりますよ。そこまで

いけないとは言わないので、しかし、いま新五カ年

計画を策定して、すぐ運輸大臣は諮問しなければ

いけないのだよ。その諮問をするときに、何も無

理にあけておかなくてもいいじゃないかといふの

が、私の言つておることなんですよ。だから、運

輸大臣がどうしまっしょかと言うから、私はあ

たの相談に応じて、これは埋めなさいと言つてい

うな人を何人も出す必要はない。したがって、先

ほど申し上げたようなような、それぞの団体の

ほうですから、私がするわけじゃない。私に相談

してくるなら、私もやりますけれども、だから、運輸大臣がやることだから、きょうその辺で

とめますが、これは今までの説明では、ほんと

うに局長の言うことじゃ、私は納得できないです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 相澤さんのおっしゃ

ることは相当幅のあるお話をございましたから、ひ

とつ運輸大臣におまかせを願いまして、あなたの

意があるところは十分くみ入れて善処いたします

から、よろしく。

○小酒井義男君 港湾整備緊急措置法に關係して

二、三点お尋ねしたいのですが、一つは、先ほど

の相澤委員の質問にも関連を持つわけですけれど

も、三十六年度以降の整備計画が三十九年度まで

に五カ年計画についてどのくらいのものが進んで

おるのかということ、それと四年間に予算とし

てはどのくらいのものを使つてやつてきたかとい

うことを、まず最初に聞きたいと思います。

○相澤重明君 その局長の言わんとするところ

は、ほんにはつきりわからないのだよ。よろしく

と言われば、よろしくなつちやうだらうけれど

も、それはほんとうにどうしてもあけておかないと

いうなら、これは私はわかりますよ。そこまで

いけないとは言わないので、しかし、いま新五カ年

計画を策定して、すぐ運輸大臣は諮問しなければ

いけないのだよ。その諮問をするときに、何も無

理にあけておかなくてもいいじゃないかといふの

が、私の言つておることなんですよ。だから、運

輸大臣がどうしまっしょかと言うから、私はあ

たの相談に応じて、これは埋めなさいと言つてい

うな人を何人も出す必要はない。したがって、先

ほど申し上げたようなような、それぞの団体の

ほうですから、私がするわけじゃない。私に相談

してくるなら、私もやりますけれども、だから、運

輸大臣がやることだから、きょうその辺で

とめますが、これは今までの説明では、ほんと

うに局長の言うことじゃ、私は納得できないです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 相澤さんのおっしゃ

ることは相当幅のあるお話をございましたから、ひ

とつ運輸大臣におまかせを願いまして、あなたの

意があるところは十分くみ入れて善処いたします

から、よろしく。

○小酒井義男君 港湾整備緊急措置法に關係して

二、三点お尋ねしたいのですが、一つは、先ほど

の相澤委員の質問にも関連を持つわけですけれど

も、三十六年度以降の整備計画が三十九年度まで

に五カ年計画についてどのくらいのものが進んで

おるのかということ、それと四年間に予算とし

てはどのくらいのものを使つてやつてきたかとい

うことを、まず最初に聞きたいと思います。

○政府委員(佐藤肇君) 三十六年から四十年まで

の五カ年計画は、総額が二千五百億でございま

して、そのうち地方単独分が百七十億円ございま

して、予算としてやる分が二千三百三十億円で

あったと思っております。で、三十九年度を終わ

りまして進捗率は、一応単独の分は別にいたしま

して、七八%になつております。

○相澤重明君 そこで、工事中で、新計画のほ

うへ持ち込まれて、その中でまた工事の変更をし

なければならぬものがあると思うのです。それ

と、工事のすでに終わったものの中にも、さらに

これを手直ししなければならぬものがあるのかど

うか、この点はどうなんですか。

○政府委員(佐藤肇君) 実は、今度の新しい五カ

年計画といふのは、三十九年度を初年度とし

て発足をいたしたいという考え方を持つておったわけでございます。それが諸般の情勢で、三十九年度を送りまして、四十年度から始まることになつたわけでございますが、昨年度の予算のときにおきまして、大蔵当局といたしましても、大体旧五カ年計画が新しい五カ年計画に乗り移るんだというような判断のもとに、三十九年度予算においては、新しい五カ年計画に着手した分がございました。それで、したがいまして、継続的な仕事が多いわけでございますが、現在終わりましたものにつきまして手直し等があるかどうかということでございまして、この手直しと申しますのが、まあ当初計画よりも貨物量が伸びたために、本来ならばそこで打ち切るべきものがさらに新しく岸壁を延ばす、こういうような計画も新しい五カ年計画の中には入っております。

○小酒井義男君 そういう計画と、政府の中期経済計画ですね、これとの関係はどうなつておりますか。

○政府委員(佐藤肇君) 中期経済計画との関係でございますが、私どもが昨年改定をいたしたいということを申し述べたのも、実は中期経済計画といふことで、一つの見通しができるということであつたわけでございまして、中期経済計画における港湾投資額は、三十九年度を初年度として四十三年度までに総投資額が五千五百億円になるわけでございます。で、この五千五百億円の中には、一般的な施設をやる公共事業分が四千五百億円、そのほかに起債等によってできました基本施設の上に上屋をつくるとか荷役機械を整備するとかいう金が一千億円入っておつたわけでございまして、これは大体見積もりでございますから、両方合わせて五千五百億円という数字が載っているわけでございます。で、今回私どもが四十年度から発足する分は、基本施設分として五千五百億円、それにはいまの起債による陸上施設分として一千億円、合わせて六千五百億円になっておりまして、一千億円多いわけでございますが、

年度がこれまで四十年度から四十四年度ということで、中期経済計画の期間より一年間先まで盛つてあるわけでございます。したがいまして、その途中におきます四十年度から四十三年度までの分を、中期経済計画の分と今回決定されました新しい五カ年計画とで比較いたしますと、双方とも伸び率が大体一八%程度でございまして、中期経済計画とおおむね途中においては合つてゐると言つておきたいと思います。

○小酒井義男君 途中で、工事の終わったものを、さらに堤防を延ばすとかいろいろなことをやらなければならぬ、そういう理由の中には船舶の大型化といふこともあるでしようが、これから先、日本の貿易の関係で、いまの貿易関係の相手の国と違つて、貿易の相手が変わつていくというようなことも想定をしながら整備をしなければならぬと思うのですが、そういうことは考えて計画を立てているのですか。

○政府委員(佐藤肇君) これは、私どものやりました計画の目標と申しますか、指標といふものは、中期経済計画における貿易収支、それに基づく輸出入というものを対象にしているわけでございまして、中期経済計画において現在と変わつたさらに広範な地域の貿易を考えておれば、それには該当するような計画になつておる、こういうわけでござります。

○小酒井義男君 この計画の進行の過程で、いろいろな貿易関係の事情が変わつてくるということになれば、それは追加をしてやつていくというようになります。この余裕は見ておるのです。そういう場合が出れば、あらためてまた予算規模を大きくしてやつしていくというようになるのか、どういうことになるのか。

○政府委員(佐藤肇君) この五千五百億円の公共事業分でございますが、この中には地方単独分と一千八百五十億円というものが、國が地方公共団体に補助し、また直轄でやつていく仕事になるわけだと思いますが、その中の五百億円というものが

調整項目ということで一応リザーブされるかつこなることなんですが、港湾の工事なんか、以前私も現地を見ますと、工事をやっておつても、途中で台風やいろいろ災害が起こつてそれが御预算になつてしまつというような例があつたのです。そこで、そういうときに、やはり重点的にその工事をやつて、それを竣工したら次の重点的なものに移つていくというような方法をとるべきじゃないか、総花的に予算をばらまくからそういうことになるのじゃないかということをいろいろ議論したことがあるのです。で、新しいこの計画の実施は、どういう考え方で工事を進めていかれるのかは、どういう考へ方で工事を進めていかれるのかどうか。

○政府委員(佐藤肇君) 新しい計画におきましては、一番重点を置いたいのが外国貿易港湾、特にこの六大港の港湾の整備でございます。その次が新産業都市または工業整備特別地域の門戸としての港湾の整備、それから三番目に内国貿易の增强、特に大阪とか東京を中心とする内航貨物の増加に対応する整備、それから第四番目といたしましては、瀬戸内海であるとか閘門であるとかいうような航路につきまして、船型が大きくなりますが、たため、それに対応する深くする仕事ということになつておられます。いざれにいたしましても、いよいよ御指摘ありましたような、総花的であつてやつた施設の効果というものが早く生まれないとそのためには、とにかく準備がむだにならぬようにひとつ使つてもらいたいということなんです。

○小酒井義男君 まあできるだけ——できるだけじゃなくて、予算がむだにならぬようにひとつ使つてもらいたいということなんです。

○國務大臣(松浦周太郎君) さよういたしたいと思います。

○委員長(松平勇雄君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記とつてください。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようではございませんが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松平勇雄君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○國務大臣(松浦周太郎君) 慎重御審議の上、通過していただきましたことを、まことにありがとうございました。運輸大臣。

○委員長(松平勇雄君) 次回は四月一日午前十時を一応の予定とし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月一日)

一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
一、国鉄嬉野新線開通促進に関する請願(第一二九八号)(第一三〇〇号)

昭和四十年四月五日印刷

昭和四十年四月六日発行

一、自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願(第一三一九号)(第一三八二号)(第一三八三号)
一、トラック運送事業の免許制撤廃反対に関する請願(第一三七九号)

一、区域自動車運送事業免許制度を維持強化する請願者 佐賀県藤津郡塩田町長 永石一郎
紹介議員 杉原 荒太君
佐世保線武雄市から藤津郡嬉野町を経て大村線竹松駅に至る国鉄嬉野新線(約三十キロメートル)の早期実現を懇願するとの請願。

第一二九八号 昭和四十年三月十三日受理
国鉄嬉野新線開通促進に関する請願
請願者 佐賀県藤津郡塩田町長 永石一郎
紹介議員 杉原 荒太君
佐世保線武雄市から藤津郡嬉野町を経て大村線竹松駅に至る国鉄嬉野新線(約三十キロメートル)の早期実現を懇願するとの請願。

一、区域自動車運送事業の公共性、特殊性にかんがみ、運輸行政においては左記事項の現実を図るよう御高配賜わりたくお願いするとの請願。
一、区域自動車運送事業免許制度を維持強化すること。
二、自動車行政を一元化すること。
三、行政の方法を合理化すること。

理由
臨時行政調査会の答申中、運輸行政に関し、「区域自動車運送事業の規制の緩和と行政権限の地方行政委任」、「陸運事務所の地方府移管」を示唆したこと。

二、自動車運送事業の公共性、特殊性の実がいつそう増加する。
三、将来再開される日中貿易にも著しい効果をあげうる。

一、従来、国鉄バスを利用していた行楽客の不便が一挙に解決される上に、遠距離からの来遊客がいつそう増加する。

二、関東、関西へ輸送する鮮魚、果実、陶器、その菜等について、時間の短縮、輸送量の増加が期待できる。

三、将来再開される日中貿易にも著しい効果をあげうる。

四、沿線受益各市町村には、武雄、嬉野温泉郷、西海国立公園等全国に知られた数多くの観光地があるので、一大観光路線として発展する。

五、本州、北九州、福岡、長崎を結ぶ本路線の実現によつて、経済、文化、観光等あらゆる分野における後進性を開拓できる。(嬉野新線計画案添付)

第一三〇〇号 昭和四十年三月十五日受理
国鉄嬉野新線開通促進に関する請願
請願者 佐賀県武雄市長 副島博
紹介議員 鶴島 直紹君
この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇〇号 昭和四十年三月十五日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町一ノ二二八州運送株式会社代表取締役 鶴島博
紹介議員 谷五郎 松外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願

第一三七九号 昭和四十年三月十七日受理
一、トラック運送事業の免許制撤廃反対に関する請願
請願者 神戸市長田北町一ノ八ノ二長田貨物運輸株式会社取締役社長 大久保龜六
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一三七九号 昭和四十年三月十七日受理
一、区域自動車運送事業免許制撤廃反対に関する請願
請願者 神戸市長田北町一ノ八ノ二長田貨物運輸株式会社取締役社長 大久保龜六
紹介議員 重宗 雄三君
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一三八二号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町一ノ二二八州運送株式会社代表取締役 鶴島博
紹介議員 谷五郎 松外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町一ノ二二八州運送株式会社代表取締役 鶴島博
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ二
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都品川区東大崎五丁目京南通
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ二
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ二
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願

第一三八三号 昭和四十年三月十八日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ二
出版輸送株式会社代表取締役 吉田重十郎外二十六名
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

願